

優位性を持った物流機能

株式会社 STXは AEO制度における「特例輸入者」の承認を取得しています。

当社は、東京税関より承認を取得した「特例輸入者」です。繊維関連の企業では、日本全国でも数社しか承認されておりません。AEO制度の活用により、他社にはないサービスでお客さまの納期要望にお応えできます。

AEO (Authorized Economic Operator) 制度とは？

国際物流における「セキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者」を税関が認定し、通関手続の緩和・簡素化等のベネフィットを与える制度です。WCO(世界税関機構)が採択したSAFE「基準の枠組み」においてAEO制度の導入・構築の指針が定められており、日本のAEO制度はその指針に沿ったものとなっています。



特例輸入者の場合

輸入(引取)申告と納税申告を分離して行うことができるため、輸入(引取)申告を行うことにより、通常輸入に比べて貨物を迅速・確実に引き取ることが可能です。



メリット

- ・課税価格決定前に貨物の引き取りが可能になる
- ・税関審査・検査が基本的に省略され納期が設定しやすくなる

通常輸入の場合

輸入申告に必要なすべての書類を提出し、関税額等を確定・納付して輸入許可を得なければ、貨物を引き取ることができません。

